

授
旭川工業高等専門学校名誉教授
豊原 克夫
瑞宝小綬章を授ける
正八位
加納 記一
田中 仁
瑞宝双光章を授ける(各通)
授
秋山 善久 佐佐部孝人
中野 晴雄
瑞宝庫光章を授ける(各通)(以上元年十二月二十
六日)
瑞宝庫光章を授ける(各通)(以上元年十二月二十
七日)
瑞宝双光章を授ける(各通)(元年十二月三十一日)
授
旭川工業高等専門学校名誉教授
仲島 和雄
松元 正竹
瑞宝庫光章を授ける(各通)(以上元年十二月三十
日)
瑞宝中綬章を授ける
授
旭川工業高等専門学校名誉教授
授
青森県十和田地域広域事務組
合消防司令長
竹内 英夫
瑞宝双光章を授ける(以上一月一日)
瑞宝庫光章を授ける(一月二日)
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける(以上一月一日)
瑞宝庫光章を授ける(一月二日)
瑞宝双光章を授ける
瑞宝庫光章を授ける(以上一月二日)
瑞宝双光章を授ける
瑞宝庫光章を授ける(以上一月二日)
瑞宝双光章を授ける
瑞宝庫光章を授ける(以上一月二日)

瑞宝小綬章を授ける
栗原 信義 前田 和男 向井 孝雄
瑞宝双光章を授ける(各通)
(茨城県警部)
瑞宝庫光章を授ける(各通)(以上元年十二月二十
六日)
瑞宝庫光章を授ける(各通)(以上元年十二月二十
七日)
瑞宝双光章を授ける(各通)(元年十二月三十一日)
瑞宝双光章を授ける(各通)
(兵庫県警部補)
瑞宝庫光章を授ける(各通)(以上元年十二月二十
八日)
瑞宝小綬章を授ける
秋山 善久 坂本 繁
坂本 忠男 中野 晴雄
瑞宝双光章を授ける(各通)(以上元年十二月二十
九日)
瑞宝双光章を授ける(各通)
瑞宝庫光章を授ける(各通)(以上元年十二月三十
日)
瑞宝中綬章を授ける
授
旭川工業高等専門学校名誉教授
授
青森県十和田地域広域事務組
合消防司令長
竹内 英夫
瑞宝双光章を授ける(以上一月一日)
瑞宝庫光章を授ける(一月二日)
瑞宝双光章を授ける
瑞宝庫光章を授ける(以上一月二日)
瑞宝双光章を授ける
瑞宝庫光章を授ける(以上一月二日)

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和二年二月四日 外務大臣 茂木 敏充
次に掲げる者は、旅券法(昭和二十六年法律第

二百六十七号)第十九条第一項第二号に該当します。その所持する一般旅券を令和二年三月九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第百三十九号)の定めるところにより、国を被告として訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏 名 木下 博晴

生 年 月 日 昭和六十一年十月十四日生

旅券申請上 福島県

の住所

二、返納すべき旅券

旅券番号 TR九七七三二二二

発行年月日 平成三十年一月五日

旅券名義人 木下 博晴

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、令和元年十月二十四日、東京簡易裁判所裁判官から旅券法違反事件の被疑者として逮捕状が交付され、令和二年一月三十一日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができるとなる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

国家試験

令和2年司法試験の試験場

司法試験法(昭和24年法律第140号)第7条の規定に基づき、令和2年5月13日、14日、16日及び17日に施行する令和2年司法試験の試験場について、次のとおり公告する。

令和2年2月4日

司法試験委員会委員長 佐伯 仁志

(試験地)	(試験場)
札幌市	TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前(札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館5階)
仙台市	TKP仙台カンファレンスセンター(仙台市青葉区花京院1-2-3 ソララガーデンオフィス2階/3階/4階)
東京都	TOC(東京都品川区西五反田7-22-17) TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター(東京都中央区八重洲1-2-16 TGビル本館・別館)
名古屋市	愛知県体育館(名古屋市中区二の丸1-1)
大阪市	マイドームおおさか(大阪市中央区本町橋2-5)
広島市	広島県立広島産業会館 西展示館(広島市南区比治山本町16-31)
福岡市	南近代ビル(福岡市博多区博多駅南4-2-10)

公 聴 会

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法(昭和25年法律第151号)第5条の2第2項(同法第6条第6項、第7条第4項及び第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第1条第1項の規定に基づき、公示する。

令和2年2月4日

農林水産大臣 江藤 拓
記

1 日時 令和2年3月4日午後2時から
2 場所 東京都千代田区九段南2丁目1番5号 農林水産省三番町共用会議所

3 意見を聴こうとする事項

- (1) 検疫有害動植物について、8種を新規に指定し、分類の変更により1種を2種に分割するとともに、5種を削除することについて(規則第5条の2及び別表1関係)
- (2) 輸出国における栽培地検査の対象とする検疫有害動植物のうち、11種の発生地域又は寄主植物を見直すことについて(規則第5条の4第1項及び別表1の2関係)
- (3) 輸入を禁止する植物に係る検疫有害動植物のうち、5種についての発生地域を見直すことについて(規則第9条第1号及び別表2関係)
- (4) 輸入を禁止する対象から除外する植物に係る検疫有害動植物について、6種を新規に指定するとともに、16種の発生地域又は寄主植物を見直すことについて(規則第9条第2号及び別表2の2関係)
- (5) 上記(1)の検疫有害動植物の新規指定等に伴い、輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)第3条第1項第4号及び第4条第1項の措置の対象となる検疫有害動植物を見直すことについて
- (6) 規則別表2の付表第26から「ハートレイ種、ペイン種及びフランケット種」を削除することについて
- (7) 上記(1)及び(6)の改正に伴い、これらについて農林水産大臣が定める基準を見直すことについて

4 議長 農林水産省消費・安全局植物防疫課長(同課長が出席できないときは、同課防疫対策室長又は国際室長)

5 意見公述の手続 意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を令和2年3月2日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課(郵便番号100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)へ提出すること。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 議題に対する意見の概要(意見及びその理由)

6 留意事項

- (1) 議長は、5の意見公述の手続を行った者(以下「公述申込者」という。)が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意

見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

- (2) 議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することができる。
- (3) 議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ 公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ 公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ 公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

- (4) 傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。
- (5) 議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

- (6) 議長は、(1)から(5)までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を採ることがある。

7 意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課(東京都千代田区霞が関1丁目2番1号)

横浜植物防疫所(神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎内)

名古屋植物防疫所(愛知県名古屋市中区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎内)

神戸植物防疫所(兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎内)

門司植物防疫所(福岡県北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎内)

那覇植物防疫事務所(沖縄県那覇市港町2丁目11番1号 那覇港湾合同庁舎内)

北海道農政事務所消費・安全部安全管理課(北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ22条ビル内)

東北農政局消費・安全部安全管理課(宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内)

関東農政局消費・安全部安全管理課(埼玉県さいたま市中央区新都心2番地の1 さいたま新都心合同庁舎2号館内)

北陸農政局消費・安全部安全管理課(石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎内)

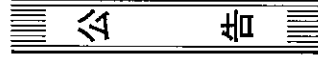
東海農政局消費・安全部安全管理課(愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号)

近畿農政局消費・安全部安全管理課(京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎内)

中国四国農政局消費・安全部安全管理課(岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎内)

九州農政局消費・安全部安全管理課(熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内)

内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課(沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館内)



報 告

参加者の有無を確認する公募
手続に係る参加意思確認書の
提出を求める公示

令和2年2月4日

契約担当官

国土交通省航空局長 和田 浩一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係わる見積決定及び契約締結は、当該契約に係る令和2年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

1. 当該招請の主旨

本件は、当局が設計した飛行方式が国際基準に基づいた品質であることを保証するために用いる飛行方式設計システムに対して行われるものであり、当該システム及び設計に必要なデータに係る保守を実施するものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本装置の技術情報を有している法人等(以下「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札へ移行する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和2年度飛行方式設計システム運用支援業務請負
- (2) 業務内容 当該システム及び設計に必要なデータに係る保守を実施するものである
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 業務目的

本業務は、当局が設計した飛行方式が国際基準に準じた品質であることを保証するために用いる飛行方式設計システムに対して行われるものであり、当該システム及び設計に必要なデータに係る保守を実施するものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務執行体制に関する要件

- ① 契約から納入までの行程及び工程管理体制を明示出来ること。
- ② 対象官署等の実施体制(人員構成、作業責任者、品質管理体制)を明示出来ること。
- ③ ISO27001(組織が保有する情報に関する様々なリスクを適切に管理するISMS[Information Security Management System]の国際規格)を取得していること、またはISMSと同等のセキュリティ管理体制が構築されていることを証明すること。

- (3) 運用支援に必要となる技術等に関する要件 本業務を実施するために必要な、特定法人等が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けていることを明示出来ること。